

中津川市公告第67号

市の人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、また「中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件などの状況を公表いたします。

平成28年9月29日

中津川市長 青山 節児

中津川市人事行政の運営等の状況について

(注)当内容の数値は、特別職(市長、副市長、教育長)を除いた数値です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員採用の状況(平成27年4月2日～平成28年4月1日)

区分	一般行政職	消防職	福祉職	教育職	医師職	医療技術職	看護職等	任期付・再任用	計
採用者数	19人	6人	10人	5人	12人	6人	22人	18人	98人

(注)一般行政職には派遣からの出戻り、教育職には岐阜県教育委員会から身分を移した者を含む。

②退職職員数

退職事由	定年	早期認定	普通	分限・懲戒免職	死亡	出向等	任期満了	計
退職者数	32人	1人	46人	0人	2人	3人	14人	98人

(注)出向等とは、岐阜県教育委員会などへ身分を移した者をいう。

③職員数の状況

(1)部門別職員数(各年度4月1日現在)

		職員数		増減	
		平成27年度	平成28年度	人数	主な理由
一般行政部門	議 会	6人	6人	0	
	総 務	141人	136人	△5	組織・機構改革に伴う減
	税 務	30人	30人	0	
	農 林 水 産	43人	44人	1	木材ブランド化に関わる業務増
	商 工	28人	29人	1	リニア駅関連の業務増
	土 木	54人	61人	7	道路整備業務・用地買収に関わる業務増
	民 生	131人	125人	△6	欠員不補充
	衛 生	75人	75人	0	
	小 計	508人	506人	△2	
特別行政部門	教 育	123人	123人	0	
	消 防	114人	114人	0	
	小 計	237人	237人	0	
公営企業部門	病 院	523人	528人	5	医師、看護師の欠員補充
	水 道	15人	13人	△2	退職不補充
	下 水 道	20人	18人	△2	退職不補充
	そ の 他	27人	28人	1	介護保険事業の慢性的業務量の緩和による増
	小 計	585人	587人	2	
合 計		1,330人	1,330人	0	

(2)職種別職員数(各年4月1日現在)

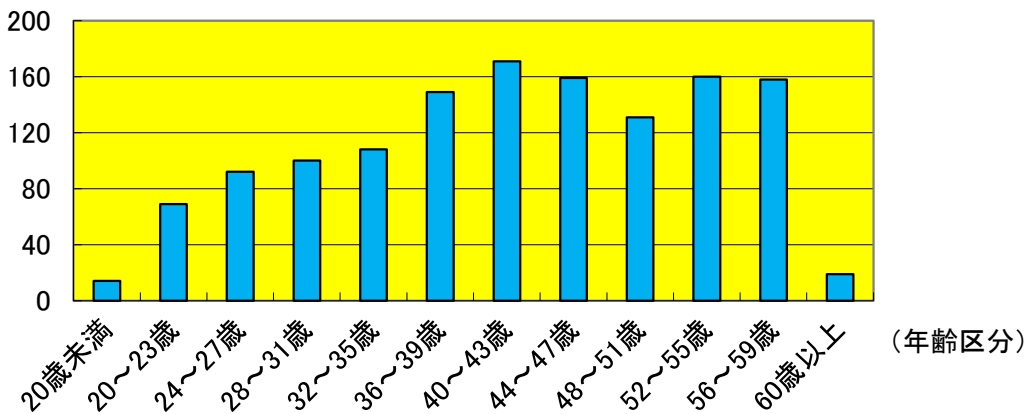
区分	具体的な職	H27.4.1	H28.4.1	増減
職員総数	市長、副市長、教育長を除く職員	1,330人	1,330人	0人
一般行政職	下記以外の事務職員	484人	485人	1人
税務職	税務関係職員	30人	30人	0人
医師職等	医師・歯科医師	52人	51人	△1人
医療技術職	薬剤師・医療技術職	121人	121人	0人
看護職等	看護師・保健師・助産師など	314人	317人	3人
福祉職	保育士、介護士など	132人	132人	0人
消防職	消防士	114人	114人	0人
企業職	水道事業関係職員	10人	9人	△1人
技能労務職	清掃職員、給食調理員など	42人	40人	△2人
教育職	幼稚園教諭、県教諭	31人	31人	0人

(3)年齢別職員数(各年4月1日現在)

※単位:人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成27年	10	60	93	99	108	154	180	143	150	154	162	17	1,330
平成28年	14	69	92	100	108	149	171	159	131	160	158	19	1,330
増減	4	9	△1	1	0	△5	△9	16	△19	6	△4	2	0

(職員数)



(4)等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事の職務	149	18.0	主事	149
2級	主任の職務	99	12.0	主任	99
3級	主査の職務	157	19.0	主査	157
4級	1 係長の職務 2 主任保育士又は主任教諭の職務	155	18.7	係長 主任主査 主任保育士・教諭	76 57 22
5級	1 課長補佐の職務 2 園長の職務 3 困難な業務を行う主任保育士又は主任教諭の職務 4 出先機関又は委員会等の事務局の長を補佐する職務	133	16.1	課長補佐 園長 主任保育士・教諭	102 24 7
6級	1 課長の職務 2 出先機関又は委員会等の事務局の長又は副長の職務 3 警防官の職務	91	11.0	課長 事務局長 統括主幹	81 1 9
7級	1 部長の職務 2 次長の職務 3 会計管理者の職務 4 消防長の職務 5 困難な業務を行う出先機関又は委員会等の事務局の長 又は副長の職務	43	5.2	部長 次長 会計管理者 消防長 事務局長 理事	13 24 1 1 3 1
合 計		827	100		

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1級	技能労務職員の職務	3	7.3
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務	16	39.0
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務	13	31.7
4級	数名の技能労務職員を直接指揮監督する班長又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする技能労務職員の職務	9	22.0
合 計		41	100.0

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1級	医師の職務	0	0.0
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	8	15.7
3級	1 病院の部長又は副部長の職務 2 特に高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	31	60.8
4級	1 副病院長の職務 2 診療部長の職務 3 極めて高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	10	19.6
5級	1 病院長の職務 2 困難な業務を行う副病院長の職務	2	3.9
合 計		51	100.0

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1級	1 技師の職務 2 技術又は経験を必要とする業務を行う職務	5	4.2
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	28	23.7
3級	1 主任技師の職務 2 特に高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	30	25.4
4級	1 技術主査の職務 2 著しく高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	16	13.6
5級	1 主任技術主査の職務 2 極めて高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	26	22.0
6級	1 技師長の職務 2 薬剤部長又は薬剤部次長の職務 3 家畜診療所長の職務	10	8.5
7級	1 医療技術部長の職務 2 困難な業務を行う薬剤部長の職務 3 困難な業務を行う家畜診療所長の職務	3	2.6
合 計		118	100.0

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1級	准看護師の職務	6	2.0
2級	1 看護師、助産師又は保健師の職務 2 知識経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	119	40.6
3級	1 主任看護師、主任助産師又は主任保健師の職務 2 主任准看護師の職務	111	37.9
4級	副看護師長の職務	28	9.6
5級	看護師長の職務	23	7.9
6級	看護部長又は副看護部長の職務	6	2.0
合 計		293	100.0

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成27年度採用試験(平成28年4月1日採用分)

職種	申込者数	受験者数	合格者数	競争率
一般行政職	45 人	42 人	10 人	4.2 倍
消防職・救急救命士	16 人	15 人	6 人	2.5 倍
保育士・幼稚園教諭	18 人	16 人	7 人	2.3 倍
技術職(土木・建築)	9 人	9 人	5 人	1.8 倍
歯科衛生士	6 人	6 人	1 人	6.0 倍
社会福祉士	8 人	8 人	2 人	4.0 倍
事務職(身体障がい者)	1 人	1 人	0 人	0.0 倍
病院専任事務職	4 人	4 人	2 人	2.0 倍

(注)中津川市民病院・国保坂下病院・坂下老人保健施設の医療職を除く

②係長級候補者試験(平成27年度)

職 種	受験資格者	受験者数	受験率	合格者数	合格率
一般行政職	38 人	35 人	92.1%	27 人	77.1%
消防職	3 人	3 人	100.0%	3 人	100.0%
合計	41 人	38 人	92.7%	30 人	78.9%

③管理職候補者試験(平成27年度)

職 種	受験資格者	受験者数	受験率	合格者数	合格率
一般行政職	79 人	28 人	35.4%	16 人	57.1%
消防職	1 人	1 人	100.0%	1 人	100.0%
合計	80 人	29 人	36.3%	17 人	58.6%

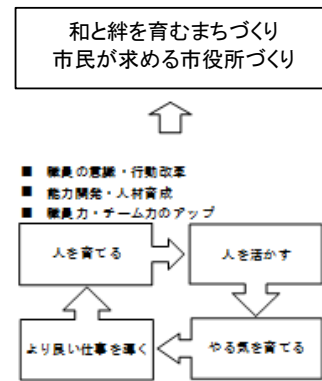
3 職員の人事評価の状況(平成27年度)

①人事評価制度

人事評価制度は、評価を通じて職員一人ひとりの行動・意識の改革と能力開発、人材育成を図り、チーム力、市役所力をアップし、和と絆を育むまちづくり、市民が求める市役所づくりを進めることを目的としています。

能力・業績を重視した評価、仕事に対する意欲、チャレンジ精神を評価の基本としながら、納得性、透明性、信頼性の高い制度づくりを進めるとともに、昇任・昇格、配置など能力・実績に基づく人事・給与処遇の重要な資料として活用します。

※対象者：病院医療職、休職等で対象期間中の勤務実績が3月未満の職員を除く全職員



(1) 能力評価

■能力評価は職員一人ひとりの実際の「仕事ぶり」＝仕事にどのような態度・姿勢で取り組み、どのような行動を起こしたか把握して評価します。

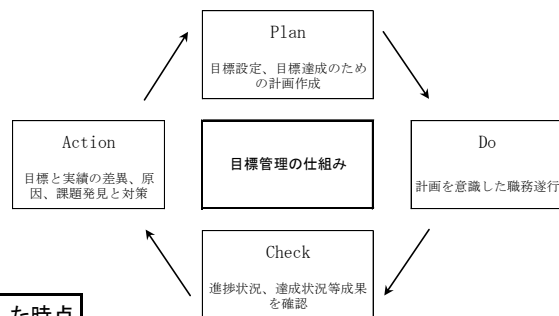
■職員の意識改革を図り、一人ひとりの職務行動から開発すべき能力を把握し、効果的な育成を行いながらマンパワーの向上を図るとともにその職務遂行能力を最大限有効活用することを目的としています。

■人材育成・能力開発の観点からどのようなアドバイスが有効であるかを考え、それらを的確にフィードバックすることで部下の士気・能力を高めます。

(2) 業績評価(目標による管理)

■「目標による管理」とは職員一人ひとりが年度内に実現する目標を設定し、半年ごとに目標の達成状況をチェックし、問題があれば解決しながら仕事を進め、成果をあげることを目的としたものです。

■組織全体で実現すべき目標を上から下へブレイクダウンし、仕事を進めるうえで目標設定(Plan)職務遂行(Do)成果確認(Check)課題発見(Action)のサイクルを実践し、仕事の品質を高め、職員の能力開発とマンパワーの向上を図ります。



(3) 条件附採用職員評価

実施時期	条件附採用期間中の職員が採用の日から5月を経過した時点
実績(平成27年度)	評価対象職員 29名中、正式採用 29名(病院医療職を除く)

②人事評価の状況(平成28年1月昇給時)

能力、業績の評価を行い、昇格、昇給、勤奨手当に差を付けています。

(医療系除く)

	特に優秀	優秀	普通	劣る	特に劣る
部長・次長級	2人 4.5%	10人 22.2%	33人 73.3%	0人 0.0%	0人 0.0%
課長級以下	0人 0.0%	100人 15.2%	550人 83.6%	8人 1.2%	0人 0.0%
技能労務職	0人 0.0%	7人 16.7%	35人 83.3%	0人 0.0%	0人 0.0%

③勤奨手当の成績率の適用

<平成27年6月期>

【部次長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	1.140月	1.030月	0.920月	0.810月	0.950月
人員分布	0.0%	36.4%	63.6%	0.0%	—
【課長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.940月	0.830月	0.720月	0.610月	0.750月
人員分布	0.0%	12.9%	87.1%	0.0%	—
【課長補佐以下】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.805月	0.775月	0.740月	0.695月	0.750月
人員分布	0.0%	13.6%	85.2%	1.2%	—
【再任用】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.375月	0.360月	0.340月	0.320月	0.350月
人員分布	6.7%	0.0%	93.3%	0.0%	—

<平成27年12月期>

【部次長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	1.265月	1.140月	1.015月	0.890月	1.050月
人員分布	2.3%	22.7%	75.0%	0.0%	—
【課長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	1.065月	0.940月	0.815月	0.690月	0.850月
人員分布	0.0%	10.1%	89.9%	0.0%	—
【課長補佐以下】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.915月	0.880月	0.840月	0.790月	0.850月
人員分布	0.6%	15.1%	82.1%	2.2%	—
【再任用】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.435月	0.415月	0.390月	0.365月	0.400月
人員分布	6.7%	0.0%	80.0%	0.0%	—

4 職員の給与の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職・税務職	42歳8月	325,813 円	385,056 円
技能労務職	52歳2月	291,405 円	334,582 円
保育士・幼稚園教諭	40歳5月	300,976 円	335,548 円
消防職	39歳5月	299,647 円	384,115 円

(注) 1. 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等を加えた額です。

②職員の初任給(平成28年4月1日現在)

区分	中津川市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	176,700 円	190,200 円	176,700 円	190,200 円
	短大卒	157,300 円	171,400 円	157,300 円	171,400 円
	高校卒	144,600 円	154,300 円	144,600 円	154,300 円

③職員の経験年数別、学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	245,500 円	308,327 円	353,250 円
	高校卒	224,500 円	242,828 円	299,050 円

④期末手当・勤勉手当

中津川市			国	
1人当たり平均支給額(H27年度)			1,402,099 円	
(平成27年度支給割合)			(平成27年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.750月分	1.225月分	0.750月分
12月期	1.375月分	0.850月分	1.375月分	0.850月分
計	2.60月分	1.60月分	2.60月分	1.60月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	

⑤退職手当(平成28年4月1日現在)

中津川市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定、定年	(支給率)	自己都合	応募認定、定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり 平均支給額	自己都合 3,046 千円	勸奨・定年 19,019 千円			

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は平成27年度に退職した職員の平均です。

⑥特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	355,553千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	638,335 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	39.6%
手当の種類(手当数)	5種類

手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
不快手当	死体の監視又は消毒処理作業に従事する職員	1体 3,000円
	清掃作業に従事する職員	衛生センター 日額 2,300円
		環境センター 焼却施設に勤務する職員 日額 1,500円
	火葬場作業に従事する職員	日額 2,000円
	浄化管理センターにおける下水処理業務並びに公共下水道管及びマンホールの清掃又はしゅんせつ作業に従事する職員	日額 150円
危険手当	法令等に基づく資格を有する職員で危険物等の取り扱い責任の業務に従事する職員	日額 100円
特殊手当	看護師等で深夜(午後10時から翌日午前5時以下同じ)において行われる看護等の業務に従事する職員	1勤務 深夜6時間以上 7,500円 深夜4時間以上6時間未満 4,000円 深夜2時間以上4時間未満 3,500円 深夜1時間以上2時間未満 2,000円 深夜1時間未満 1,000円
	家畜の診療又は人工授精に従事する職員	1勤務 1,000円
	消防職員で深夜勤務に従事する職員	1勤務 650円
	救急救命士で常時救急救命業務に従事する職員	1出場 250円 特定行為加算 1出場 350円
	福祉施設に勤務する職員(事務職員を除く)	日額 150円
医師手当	市民病院に勤務する医師たる職員	1.勤務1月につき、給料及び扶養手当の月額100分の50 2.経験年数に応じて勤務1月につき、経験年数1年未満の者10万円以内、経験年数2年未満の者12万円以内、経験年数2年以上の者17万円以内、特に市長が必要と認めた者20万円以内
救急外来入院手当	市民病院及び坂下病院に勤務する医師及び歯科医師たる職員	入院患者1人につき 医師又は歯科医師が救急外来患者を入院させた場合3,000円

⑦時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	514,649 千円
	職員1人当たり平均支給年額	446 千円
平成26年度決算	支給実績	556,694 千円
	職員1人当たり平均支給年額	474 千円

⑧その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族1人 11,000円	同じ	129,501 千円	226,400 円
住居手当	(借家、借間居住者) (ア)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額-12,000円(百円未満切捨) (イ)月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000(百円未満切捨) (ウ)月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円	同じ	39,988 千円	245,325 円
通勤手当	(交通機関等利用者) 支給限度額 55,000円 (交通用具<自動車等>使用者) 通勤距離により 2,800円~24,500円	一部異なる(内容) 通勤距離区分が異なる	116,261 千円	104,834 円

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間(平成28年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分(月曜~金曜)	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

②年次有給休暇(平成27年1月1日~平成27年12月31日)

制度概要	平均取得日数
1の年につき20日付与。現年付与分のみ翌年に繰越可。(20日を上限)	7.5日

③特別休暇

区分	内容、取得条件等	付与日数
公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使するとき	必要期間
出頭休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するとき	必要期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき	必要期間
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	1年につき5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行等の行事を行うとき	5日以内
介護休暇	日常生活を営むのに支障があるものを介護・世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき1人5日以内(上限10日)
忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じて付与
父母の追悼のための休暇	職員の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
夏季休暇	夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進を行うとき	4日以内
復旧作業休暇	地震、水害、火災その他の災害により、住居が滅失損壊した場合で、復旧作業が必要なとき	7日以内
災害休暇	地震、水害、火災その他の災害により、出勤することが著しく困難であると認められる場合又は勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要期間
健康増進休暇	厚生に関する計画の実施に参加する場合	1年につき1日以内

◆出産育児に関する休暇		
産前休暇	6週間以内に出産する予定である女子職員が申し出たとき	出産日までの申し出た期間
産後休暇	職員が出産したとき	出産日の翌日から8週間以内
育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日2回(1回につき30分以内)
妊娠中の通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が通勤等の際、母体の健康維持に支障を与えるため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日60分以内
妊産婦の健康診査休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	必要期間
配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い、出産の付添いをするとき	2日以内
配偶者出産に関する養育休暇	配偶者が出産する場合、産前産後の期間内において、出産にかかる子又は小学校就学前の子を職員が養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき	1年につき1人5日以内(上限10日)

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成27年度)

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降格の4種類があります。懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追究して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。平成27年度の状況は次のとおりです。

区分	免職	休職	降任・降格	区分	免職	停職	減給	戒告	区分	訓告・嚴重注意
分限処分	0人	11人※	0人	懲戒処分	0人	1人	1人	0人	その他	14人

※事由 心身の故障

7 職員の服務の状況

職務の遂行にあたって職員が守るべき義務

区分	内容
職務命令に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
職務専念義務	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の執行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

8 職員の研修の状況(平成27年度)

職員研修の実施状況

区分	参加人数	研修内容
研修センター主催	304人	新規採用職員研修、係長級職員研修、課長補佐級職員研修、課長級職員研修、メンタルタフネス講座、政策形成講座 など
市町村アカデミー主催	5人	固定資産税課税事務、まちづくりのための政策形成など
人事評価	354人	評価者研修
民間派遣	0人	
接遇	84人	新人接遇研修、接遇研修
その他	226人	政策研修、人権研修、JC青年の船とうかい号、地方公務員のための給与実務入門 など

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度は、地方公務員共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、長期給付事業(年金関係)、短期給付事業(医療関係等)、福祉事業(人間ドック事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

①職員の健康診断の状況(平成27年度)

種 別	受診者数
人間ドック	17 人
職員健康診断	1,310 人
嘱託職員等健康診断	395 人
全体受診率	99 %

②公務災害補償の状況(平成27年度)

■公務災害

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	10	10	0	0	0

■通勤災害

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		通勤上	通勤外		
0	1	1	0	0	0

③公平委員会に係る業務の状況(平成27年度)

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服の申し立ての状況	0 件
苦情処理の状況	0 件